

はじめまして

今鶴実践社労士事務所と申します。

弊所は主に、建設業、道路貨物運送業、介護福祉事業等の社会基盤となる事業の人事・労務支援を行っている社会保険労務士事務所です。

令和 6 年度報酬改定と改定率

介護保険制度は 3 年度に 1 度、介護報酬改定が行われます。令和 6 年度はその改定の年にあたり、改定率はプラス 1.59% で決定しました。このうち 0.98% は介護職員の処遇改善に充てられるため、実質的な改定は 0.61% となっています。前回の令和 3 年度報酬改定はプラス 0.70% だったので、全体ではプラス 0.89% の伸びですが、実質的には 0.09% のマイナス改定でした。

介護人材確保対策への取り組み

介護業界では人材不足の解消が重要な課題となっています。令和 7 年 3 月の有効求人倍率は全職業において 1.26 倍であるのに対し、介護サービス職業従事者のそれは 3.81 倍と高水準です。今後の更なる高齢化への移行と生産人口の減少により、介護人材不足がますます顕著になることが予想されます。このため、政府は①介護人材の処遇改善、②多様な人材の確保と育成、③離職防止、定着促進、生産性向上、④介護の魅力向上、⑤外国人材の受け入れ環境の整備という 5 つの対応策に取り組んでいます。

処遇改善加算の一本化

「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の 3 本立てだった処遇改善加算が令和 6 年 6 月に「介護職員等処遇改善加算」へ一本化されることが令和 6 年度報酬改定の目玉でした。様々な経過措置が終了した令和 7 年度以降の処遇改善加算は安定運用に入ると考えられますが、依然として全産業との比較において介護事業従事者の賃金水準は低いため、補正予算等での補助金が組まれる可能性も高く、社会保険労務士の処遇改善加算や補助金に関する正確な知識と実務力が必要とされています。

介護現場の生産性向上

令和 6 年度報酬改定のもう一つの目玉が介護現場の生産性向上でした。「介護職員等処遇改善加算」において職場環境等要件が大きく変更され、IT の導入、業務プロセスの改善等による生産性向上への取り組みが求められることになりました。



社内セミナー・勉強会等講師、承ります。

- ・処遇改善加算導入セミナー
- ・キャリアパス策定セミナー
- ・特定事業所加算導入セミナー
- ・介護事業の労務管理セミナー 等

策定、申請、届出等承ります。

- ・介護事業所指定申請
- ・介護事業所変更届出
- ・処遇改善加算計画申請 / 処遇改善加算実績報告
- ・各種加算届出
- ・喀痰吸引等特定業務に関する届出
- ・精神科訪問看護基本療養費等訪問看護に関する届出

今鶴実践社労士事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-13-20 9F
TEL 03-5050-4759

<https://www.sr-jissen.com>

特定社会保険労務士 / 福祉用具専門相談員
認定経営革新等支援機関

今鶴 孝 IMATSURU Takashi

Email imatsuru@zxynetwork.com

